

訪問型サービス【従前相当サービス(独自)】 コード A2

サービス種類	従前相当サービス
サービス名称	訪問介護相当サービス
サービス種別コード	A2【訪問型サービス(独自)】

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成 単位数	算定単位
A2 1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合※月5週提供する場合など、月5回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	1176単位	日割の場合	39単位	39 1日につき
A2 2111 訪問型独自サービス11 日割		(2) 1週に2回程度の場合※月5週提供する場合など、月9回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	2349単位	日割の場合	77単位	77 1日につき
A2 1211 訪問型独自サービス12		(3) 1週に2回を超える程度の場合※月5週提供する場合など、月13回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。	3727単位	日割の場合	123単位	123 1日につき
A2 2211 訪問型独自サービス12 日割						
A2 1321 訪問型独自サービス13						
A2 2321 訪問型独自サービス13 日割						
A2 2411 訪問型独自サービス21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位		287	1回につき
A2 2511 訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179
A2 2621 訪問型独自サービス23				(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220
A2 C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12 1月につき
A2 C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2 C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23 1月につき
A2 C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2 C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37 1月につき
A2 C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2 C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算		-3	1回につき
A2 C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2 D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12 1月につき
A2 D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算11 日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2 D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23 1月につき
A2 D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算12 日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2 D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37 1月につき
A2 D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算13 日割			日割の場合		1単位減算	-1 1日につき
A2 D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算		-3	1回につき
A2 D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2 D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2 6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算			1月につき
A2 6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			
A2 6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			
A2 4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	
A2 4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100	1月につき
A2 4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II			(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	200	
A2 6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき
A2 6269 訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245／1,000加算			
A2 6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224／1,000加算			
A2 6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182／1,000加算			
A2 6380 訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145／1,000加算			